

7月29日（金）公布



平成23年7月
内閣府（防災担当）

「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律」について

7月29日（金）、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律案」が公布されました。

同法は、被災者生活再建支援金について、東日本大震災の重大な被害に鑑み、東日本大震災に限り、国の補助率を80%に引き上げる特例措置を設けるものです。

【概要】

被災者生活再建支援金に係る補助の特例の創設（第5条の2関係）

被災者生活再建支援金補助金について、今般の東日本大震災に限った措置として、既に支給した支援金を含め国の補助率を50%から80%に引き上げる。

<参考>

・被災者生活再建支援法（平成10年制定）

都道府県の相互扶助により、都道府県が拠出した基金を活用し、住宅の被害程度や再建方法に応じ最大300万円（基礎支援金100万円、加算支援金200万円）を被災世帯に支給

・関係予算

第1次補正予算：520億円

第2次補正予算：3,000億円

c. f. 基金残高：約538億円（平成22年3月末現在）

「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」
(東日本大震災財特法)の一部を改正する法律(第2次補正予算関連)

平成23年7月
内閣府防災担当

東日本大震災の甚大な被害に鑑み、東日本大震災に限り、国の補助率を80%に引き上げる特例措置を設ける。

被災者生活再建支援金に係る補助の特例の創設 (第5条の2関係)

背景

被災者生活再建支援法

(平成10年制定)

【目的】 自然災害の被災者の生活の再建を支援し、もって
住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資すること。

- 全都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金(注)を活用し、住宅が全壊した世帯等に対して最大300万円までの被災者生活再建支援金を支給
- 国は支給される被災者生活再建支援金のうち1/2を補助

(注)平成21年度末基金残高 約538億円

東日本大震災の発生

甚大な住宅被害が発生

法律案の概要

東日本大震災に限り、国の補助率を80%とする特例措置(注)を設ける。

(注)施行日前に支給した金額についても、遡って特例措置の補助率を適用。

第1次補正予算(520億円)に引き続き、
第2次補正予算において3,000億円を措置
(支給対象世帯数:約20万世帯)

被災者生活再建支援金の支給に必要な資金を確保し、引き続き、被災した世帯の生活の再建を確実に支援

7月29日(金) 公布・施行

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第五条」を「―第五条の二」に改める。

第三章中第五条の次に次の一条を加える。

（被災者生活再建支援金に係る補助の特例）

第五条の二 被災者生活再建支援法（平成十年法律第六十六号）第三条第一項に規定する支援金であつて、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害により同法第二条第二号に規定する被災世帯となつた世帯の世帯主に対するものに係る国の補助についての同法第十八条の規定の適用については、同条中「二分の一」とあるのは、「五分の四」とする。

2 前項の規定は、平成二十三年三月十一日から適用する。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

○ 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律案 新旧対照条文
 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律案 新旧対照条文
 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）（抄）
 （傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二章 特別の災害復旧事業についての補助（第三条）</p> <p>第三章 内閣府関係（第四条・第五条の二）</p> <p>第四章 総務省関係（第六条―第二十四条）</p> <p>第五章 財務省関係（第二十五条―第三十七条）</p> <p>第六章 文部科学省関係（第三十八条―第四十三条）</p> <p>第七章 厚生労働省関係（第四十四条―第五十五条）</p> <p>第八章 農林水産省関係（第六十六条―第二百二十七条）</p> <p>第九章 経済産業省関係（第二百二十八条―第三百三十四条）</p> <p>第十章 国土交通省関係（第三百三十五条―第三百三十八条）</p> <p>第十一章 環境省関係（第三百三十九条・第四百十条）</p> <p>第十二章 防衛省関係（第四百十一条・第四百十二条）</p> <p>第十三章 雑則（第四百四十三条）</p> <p>第三章 内閣府関係</p> <p>第四条・第五条（略）</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二章 特別の災害復旧事業についての補助（第三条）</p> <p>第三章 内閣府関係（第四条・第五条）</p> <p>第四章 総務省関係（第六条―第二十四条）</p> <p>第五章 財務省関係（第二十五条―第三十七条）</p> <p>第六章 文部科学省関係（第三十八条―第四十三条）</p> <p>第七章 厚生労働省関係（第四十四条―第五十五条）</p> <p>第八章 農林水産省関係（第六十六条―第二百二十七条）</p> <p>第九章 経済産業省関係（第二百二十八条―第三百三十四条）</p> <p>第十章 国土交通省関係（第三百三十五条―第三百三十八条）</p> <p>第十一章 環境省関係（第三百三十九条・第四百十条）</p> <p>第十二章 防衛省関係（第四百十一条・第四百十二条）</p> <p>第十三章 雑則（第四百四十三条）</p> <p>第三章 内閣府関係</p> <p>第四条・第五条（略）</p>

(被災者生活再建支援金に係る補助の特例)

第五条の二 被災者生活再建支援法(平成十年法律第六十六号)第三条第

一項に規定する支援金であつて、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害により同法第二条第二号に規定する被災世帯となつた世帯の世帯主に対するものに係る国の補助についての同法第十八条の規定の適用については、同条中「二分の一」とあるのは、「五分の四」とする。

2| 前項の規定は、平成二十三年三月十一日から適用する。

(新設)